

議案第 24 号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
甲府市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和 56 年 12 月条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 中「平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書」を「平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）及び移動端末設備（公的個人認証法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号の政令で定める日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、移動端末設備による印鑑登録証明書の交付申請に係る規定を整備するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。